

授業料・校納金の納入について

1 毎月の授業料・校納金については、現金取扱における紛失、盗難等の事故防

止、利便性等を考慮し「口座振替」による納入をお願いしています。

2 「口座振替」について

(1)	保護者口座からの引き落としは、毎月10日（4月は20日、その日が土曜・日曜・祝日のときはその翌日以降の金融機関の最初の営業日）です。12月と1月は、2月分、3月分をそれぞれに分けて計算しています。
(2)	指定日以外は振替ができません。振替日前日までに残高の確認をお願いします。
(3)	残高不足等により振替ができなかった場合、「振替不能の個票」を学級担任を通してお渡しします。お手数ですが、現金の場合は学校窓口へ、又は学校の指定の口座に速やかに納入してください。